

広島県合同輸血療法委員会設置要綱

(目 的)

第1条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすものとする。

(構 成)

第2条 本会は次に掲げる者によって構成する。

1. 広島県内医療機関の輸血療法委員会から選出された者（委員長又は副委員長若しくは特に当該機関の長から推薦のあった者）
2. 学識経験者
3. 医師会、病院協会、薬剤師会、臨床検査技師会、看護協会から選出された者
4. 広島県赤十字血液センター職員
5. 広島県血液行政担当者
6. その他必要と認められる者

(名 称)

第3条 本会は、「広島県合同輸血療法委員会」と称する。

(役 員)

第4条 本会役員として委員長、副委員長、幹事を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、定数を含め委員の互選により定め、会議の招集、議題の選定に際し、委員長及び副委員長を補佐する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

(委員会の開催)

第6条 本会は年1回開催する。(必要に応じ、幹事会を開催する。)

(事 業)

第7条 本会は第1条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 輸血医療の標準化
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進のために必要なこと

(事務局)

第8条 本会の事務を処理するため、広島県健康福祉局薬務課及び広島県赤十字血液センター学術課に事務局を置く。

(その他)

第9条 本要領に定めるものの変更等については、本会において協議し定める。

2. 本要領に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し、別に定める。

附 則 この要領は、平成23年5月25日から施行する。

広島県血液製剤使用に係る懇談会設置要綱は廃止する。

## 広島県合同輸血療法委員会委員名簿

(H23.7.9 現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	岩戸 康治	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	
	市立安佐市民病院 副院長	委員長	木下 博之	
	国立呉医療センター 内科医師	委員長	沖川 佳子	
	市立広島市民病院 副院長	委員長	二宮 基樹	
	市立福山市民病院 中央手術部長	委員長	小野 和身	
	厚生連広島総合病院 救急・麻酔治療科主任部長	委員長	松本千香子	
	県立広島病院 心臓血管・呼吸外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 副院長	委員長	瀬浪 正樹	
	国立東広島医療センター 統括診療部長	副委員長	勇木 清	
	呉共済病院 小児外科部長	委員長	高田 佳輝	
	〃 検査部輸血科主任(臨床検査技師)	事務局	荒谷 千登美	
	中国中央病院 血液内科部長	委員長	木口 亨	
	国立福山医療センター 産科医長	委員長	山本 暖	
	市立尾道市民病院 副院長	委員長	突沖 満則	
	国立広島西医療センター 診療部長	委員長	下村 壮司	
	市立三次中央病院 副院長	委員長	永澤 昌	
学識経験者	広島文化学園大学看護学部看護学科	教授	高田 昇	
	広島大学原爆放射線医学研究所 血液・腫瘍内科	教授	木村 昭郎	
	広島大学大学院医歯薬学総合研究科	教授	田中 純子	
関係団体	社団法人広島県医師会	常任理事	有田 健一	
	社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	社団法人広島県薬剤師会	副会長	木平 健治	
	社団法人広島県臨床検査技師会	常務理事	笹谷 真奈美	
	社団法人広島県看護協会	副会長	阿部 直美	
その他	広島県赤十字血液センター	所長	沖田 肇	
	広島県健康福祉局	局長	佐々木 昌弘	
	広島県健康福祉局薬務課	課長	仲本 典正	

(注)：医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職